

## 名張市プレミアム付商品券事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、消費税及び地方消費税の税率の引上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、及び下支えするため、名張市（以下「市」という。）が実施するプレミアム付商品券の発行、販売等の事業に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プレミアム付商品券 前条の目的を達成するために、市によって販売される商品券をいう。
- (2) 購入引換券 市が発行する様式第1号の文書をいう。
- (3) 特定取引 プレミアム付商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (4) 取扱事業者 特定取引を行い、受け取ったプレミアム付商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

### (購入対象者)

第3条 この要綱に定めるところによりプレミアム付商品券を購入することができる者（以下「購入対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 扶養外住民税非課税者（次項から第7項までに定めるところにより購入対象者とされる者をいう。以下同じ。）
- (2) 3歳未満子育て世帯主（第8項及び第9項に定めるところにより購入対象者とされる者をいう。以下同じ。）
- (3) 基準日C子育て世帯主（第12項並びに第13項において読み替えて準用する第9項に定めるところにより購入対象者とされる者をいう。以下同じ。）
- (4) 基準日D子育て世帯主（第14項並びに第15項において読み替えて準用する第9項に定めるところにより購入対象者とされる者をいう。以下同じ。）
- (5) 購入対象児童（第10項（第13項又は第15項において読み替えて準用する場合を含む。）に定めるところにより購入対象者とされる者をいう。以下同じ。）
- (6) 購入対象DV被害者（第11項（第13項又は第15項において読み替えて準用する場合を含む。）に定めるところにより購入対象者とされる者をいう。以下同じ。）

2 購入対象者のうち前項第1号に掲げる者は、令和元年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者又は条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税

が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）と生計を一にする配偶者及び同法の規定による扶養親族並びに同法の規定による青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 平成31年1月1日（以下「基準日A」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 基準日A以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日Aにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、平成31年1月2日以後に初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったもの

3 前項の規定にかかわらず、基準日Aにおいて次の各号のいずれかに該当するものは、購入対象者としなない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日Aに保護が停止されていた者及び平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下この号において「支援給付」という。）の受給者（基準日Aに支援給付の支給が停止されていた者及び平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）
- (3) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下この号において同じ。）の受給者に限り、基準日Aに援護加算の認定を停止されていた者及び平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）
- (4) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下この号において「援護」という。）を受けている者（基準日Aに援護が停止されていた者及び平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）

4 第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、購入対象者としなない。

- (1) 基準日Aから購入引換券の交付が決定される日（以下「交付決定日」という。）までに死亡した者
- (2) 交付決定日において、日本国籍を有しない者のうち、住基法第30条の45の

表の上欄に掲げる者に該当しないもの

- 5 基準日Aにおいて、次の各号のいずれかに該当する児童等（児童（基準日Aにおいて満18歳に満たない者（平成13年1月3日以降に生まれた者）をいう。以下この項において同じ。）及び児童以外の者（児童以外の基準日Aにおいて、原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）をいう。）をいう。以下この項及び第7条第2項において同じ。）であって、その入所等している施設等が市に所在しているものについては、第2項各号に掲げる要件の適用に当たっては市の住民とみなし、同項各号列記以外の部分に定める要件の適用に当たっては当該児童等の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保護者をいう。以下同じ。）の扶養親族等に該当しないものとみなす。ただし、第3号、第4号又は第6号に該当する満15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母（以下この項において「児童等である父又は母」という。）がその子である児童（以下この項において「子である児童」という。）と同一の施設に入所している場合については、当該児童等である父又は母及び子である児童は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなし、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。
- (1) 児童福祉法の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の者にあつては、同法及び「社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年3月31日付雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」の規定により委託されている者に限る。）
- (2) 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて、若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」の規定により、入所又は入院している者に限る。）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法

律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の規定により障害者総合支援法に規定する介護給付費等の支給を受けて、又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設(障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(4) 売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人保護施設に入所している児童等(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(5) 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」の規定により、入所している者に限る。)

(6) 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

6 基準日Aにおいて、配偶者からの暴力を理由に市に避難し、配偶者と生計を別にしている者(以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。)及びその同伴者であつて、基準日Aにおいて市にその住民票を移しておらず、第1号に掲げる要件を満たし、かつ、第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市長に申し出たものについては、第2項各号に掲げる要件の適用に当たっては市の住民とみなし、同項各号列記以外の部分に定める要件の適用に当たってはその配偶者の扶養親族等に該当しないものとみなす。

(1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)上、その配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。

(2) その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定による保護命令(同条第1項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令)が出されていること。

(3) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行し

た証明書を含む。)が発行されていること。

(4)平成31年1月2日以後に住民票が市へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知)による支援措置の対象となっていること。

7 基準日Aにおいて、次の各号のいずれかに該当する者については、第2項各号列記以外の部分に定める要件の適用に当たっては当該者の養護者の扶養親族等に該当しないものとみなす。

(1) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者をいう。)のうち、養護者(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居(以下「入所等」という。)の措置が採られている者(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

(2) 高齢者(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第1項に規定する高齢者をいう。)のうち、養護者(同条第2項に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

8 購入対象者のうち第1項第2号に掲げる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、平成28年4月2日以降に出生した者(令和元年6月1日(以下「基準日B」という。)から交付決定日までの間に死亡した者及び交付決定日において、日本国籍を有しない者のうち、住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないものを除く。次項から第11項までにおいて「対象児童」という。)の属する世帯の世帯主であるものとする。

(1) 基準日Bにおいて、市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 基準日B以前に、住基法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日Bにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、令和元年6月2日以後に初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったもの

9 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、購入対象者とし、交付決定日において当該者に係る対象児童の属する世帯の世帯主となっている者を購入対象者とするものとする。

(1) 基準日Bから交付決定日までに死亡した者

(2) 交付決定日において、国外に転出している者

(3) 交付決定日において、日本国籍を有しない者のうち、住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

10 前2項の規定にかかわらず、対象児童が基準日Bにおいて第5項各号のいずれかに該当する場合又は基準日Bにおいて同項各号のいずれにも該当しなかった対

象児童が、交付決定日において同項各号のいずれかに該当する場合には、その対象児童を購入対象者とする。この場合において、基準日Bにおいて、当該対象児童の属する世帯に世帯主がいる場合は、当該世帯主を購入対象者としない。

- 1 1 第8項及び第9項の規定にかかわらず、対象児童が第6項に規定する配偶者からの暴力を理由に避難している者の同伴者である場合であって、基準日Bにおいて市にその住民票を移しておらず、同項第1号に掲げる要件を満たし、かつ、同項第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市に申し出たものについては、当該配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者である対象児童を市の住民とみなすとともに、当該配偶者からの暴力を理由に避難している者に同伴する対象児童を、当該配偶者からの暴力を理由に避難している者の配偶者の世帯に属する対象児童から除外した上で、当該配偶者からの暴力を理由に避難している者を世帯主とする当該配偶者からの暴力を理由に避難している者及び当該配偶者からの暴力を理由に避難している者に同伴する対象児童のみが属する世帯が構成されているものとみなし、当該配偶者からの暴力を理由に避難している者を購入対象者とする。
- 1 2 購入対象者のうち第1項第3号に掲げる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和元年6月2日以降に出生した者（次の各号のいずれかに該当する者に限り、同年7月31日（以下「基準日C」という。）から交付決定日までの間に死亡した者及び交付決定日において、日本国籍を有しない者のうち、住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないものを除く。次項において「対象児童」という。）の属する世帯の世帯主であるものとする。
  - (1) 基準日Cにおいて、市の住民基本台帳に記録されている者
  - (2) 基準日C以前に、住基法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日Cにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、令和元年8月1日以後に初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったもの
- 1 3 第9項から第11項までの規定は、購入対象者のうち第1項第3号に掲げる者及びその対象児童について準用する。この場合において、第9項中「前項」とあるのは「第12項」と、第10項中「前2項」とあるのは「第12項」と、「基準日B」とあるのは「基準日C」と、第11項中「第8項及び第9項」とあるのは「第12項」と、「基準日B」とあるのは「基準日C」と読み替えるものとする。
- 1 4 購入対象者のうち第1項第4号に掲げる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和元年8月1日以降に出生した者（次の各号のいずれかに該当する者に限り、同年9月30日（以下「基準日D」という。）から交付決定日までの間に死亡した者及び交付決定日において、日本国籍を有しない者のうち、住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないものを除く。次項において「対象児童」という。）の属する世帯の世帯主であるものとする。
  - (1) 基準日Dにおいて、市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 基準日D以前に、住基法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日Dにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、令和元年10月1日以後に初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったもの

15 第9項から第11項までの規定は、購入対象者のうち第1項第4号に掲げる者及びその対象児童について準用する。この場合において、第9項中「前項」とあるのは「第14項」と、第10項中「前2項」とあるのは「第14項」と、「基準日B」とあるのは「基準日D」と、第11項中「第8項及び第9項」とあるのは「第14項」と、「基準日B」とあるのは「基準日D」と読み替えるものとする。

(プレミアム付商品券の販売等)

第3条 市は、この要綱に定めるところにより、購入対象者にプレミアム付商品券を販売する。

2 プレミアム付商品券の1人当たりの販売は、次の各号に掲げる購入対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 扶養外住民税非課税者 2万5、000円分のプレミアム付商品券を2万円で販売すること。

(2) 3歳未満子育て世帯主、基準日C子育て世帯主及び基準日D子育て世帯（以下これらを「対象世帯主」という。） 2万5、000円に当該対象世帯主の世帯に属する対象児童（前条第8項、第12項又は第14項に規定する対象児童をいう。第4号において同じ。）の数を乗じて得た金額分のプレミアム付商品券を2万円で当該対象児童の数を乗じて得た金額で販売すること。

(3) 購入対象児童 2万5、000円分のプレミアム付商品券を2万円で販売すること。

(4) 購入対象DV避難者 2万5、000円に当該購入対象DV避難者に同伴する対象児童の数を乗じて得た金額分のプレミアム付商品券を2万円で当該対象児童の数を乗じて得た金額で販売すること。

3 プレミアム付商品券の販売単位は、1単位当たり4、000円とする。

4 プレミアム付商品券の1枚当たりの額面は、500円とする。

(プレミアム付商品券の使用範囲等)

第4条 プレミアム付商品券は、取扱事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 プレミアム付商品券の使用可能期間は、令和元年10月1日から令和2年2月29日までの間とする。

3 特定取引に使用されたプレミアム付商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、取扱事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われぬものとする。

4 プレミアム付商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。

5 プレミアム付商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用

することができる。

6 プレミアム付商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 不動産又は金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税、使用料等の公租公課  
(購入引換券の交付申請)

第5条 扶養外住民税非課税者に該当する購入対象者のうち、購入引換券の交付を希望するものは、市長が別に定める日から令和2年1月24日までの期間において、購入引換券交付申請書（様式第2号）を産業部商工経済室内に設けた事務局に提出することにより、申請を行わなければならない。

(代理人による購入引換券の交付申請)

第6条 前条に規定する者（以下この項において「申請者」という。）に代わり、代理人として同条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限るものとする。

- (1) 平成31年1月1日時点での申請者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 市長は、代理人が前項第1号に掲げる者である場合にあっては住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあっては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(購入引換券の交付の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、速やかに、その内容を確認の上、購入引換券の交付を決定し、当該申請を行った購入対象者に対し購入引換券を交付するものとする。ただし、その内容に疑義がある場合には、市長から当該申請を行った者に対し電話等により連絡し、必要な資料の提出及び説明を求めるものとする。

2 児童等については、当該児童等の分の購入引換券につき保護者から前条第1項に規定する代理人による申請（以下「代理申請」という。）があった場合においても、購入引換券を交付しないこととする。ただし、当該児童等の入所等の事実を市長が把握した時点で、当該児童等に係る当該申請について、購入引換券の交付の決定が既に行われている場合は、この限りでない。

3 第3条第6項に規定する者が同項の規定による申出を行った場合は、当該者の分



の購入引換券につき、基準日 A 時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があった場合においても、購入引換券を交付しないこととする。ただし、その申出が、当該者の基準日 A 時点の住民票が所在する市町村に到達した時点で、当該購入引換券の代理申請について、購入引換券の交付の決定が既に行われている場合は、この限りでない。

4 第 3 条第 7 項に規定する者については、当該者分の購入引換券につき、同項に規定する養護者から代理申請があった場合においても、購入引換券を交付しないこととする。ただし、当該者の入所等の事実を市長が把握した時点で、当該者に係る当該申請について、購入引換券の交付の決定が既に行われている場合は、この限りでない。

5 市長は、第 5 条の規定にかかわらず、対象世帯主、購入対象児童及び購入対象 DV 避難者に対して、購入引換券を交付するものとする。

(転入者による購入引換券の引換申請)

第 8 条 市長は、他の市町村により購入引換券が交付された購入対象者であって、市に転入したものから、市長が別に指定した場所において、当該購入引換券の提出によるプレミアム付商品券の引換えの申請があったときは、公的身分証明書の写しその他本人を確認できる書類を提出させ、又は提示を求めること等により、当該購入対象者が本人であることを確認するものとする。

(プレミアム付商品券の販売)

第 9 条 購入引換券の交付を受けた購入対象者又はその代理人若しくは使者（以下「購入対象者等」という。）は、市長が別に指定した場所において、当該購入対象者に交付された購入引換券を提示することにより、プレミアム付商品券を購入することができる。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の本人であることを確認できる書類（代理人又は使者である場合にあっては、本人であることを確認できる書類及び代理権等を示す書類）を提出させ、又は提示を求めること等により、当該購入対象者等が本人であること（代理人又は使者である場合にあっては、本人であること及び当該購入対象者の代理人又は使者であること）を確認するものとする。

2 市長は、プレミアム付商品券を販売する際は、購入引換券の購入確認欄に第 3 条第 3 項に定める販売単位 1 単位につき 1 回、別に定める確認印を押印する。

3 前項の確認印を 5 回押印した購入引換券については、第 5 条の事務局が回収する。

4 プレミアム付商品券の販売期間は、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 2 月 14 日までの間とし、詳細な販売日時については、市長が別に定める。

(取扱事業者の登録等)

第 10 条 市長は、別に作成する募集要項を公示して、取扱事業者を募集し、応募した事業者を登録の上、当該事業者に対処事業者登録証明書を交付する。

(取扱事業者の責務)

第 11 条 取扱事業者は、特定取引においてプレミアム付商品券の受取りを拒んでは

ならないこと、プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、市と適切な連携体制を構築することその他の前条第1項の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

2 市長は、取扱事業者が前条第1項の募集要項に反する行為を行ったときは、当該取扱事業者の登録を取り消すことができる。

(プレミアム付商品券の換金手続)

第12条 市長は、特定取引においてプレミアム付商品券が使用された場合は、関係取扱事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、取扱事業者は、市長に特定取引において受け取ったプレミアム付商品券を提出して、券面金額での換金を申し出る。

3 前項の換金の方法は、取扱事業者の預貯金口座への振込みの方法によるものとし、当該振込みは、毎月2回、市長が別に定める日に行うものとする。

4 取扱事業者は、市長に対し、令和2年3月10日までにプレミアム付商品券の換金を申し出なければならない。

(プレミアム付商品券に関する周知等)

第13条 市長は、プレミアム付商品券に係る事業の実施に当たり、購入対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第14条 市長は、前条に規定する周知を行ったにもかかわらず、購入対象者が第5条に定める期限までに同条の規定による申請を行わなかった場合には、当該購入対象者がプレミアム付商品券の購入を辞退したものとみなす。

2 市長は、第7条の規定による交付の決定を行った後、申請書の不備等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、購入対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、その申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第15条 市長は、購入引換券の交付をした日から令和2年3月31日までの間に、当該交付を受けた者が購入対象者の要件に該当しない者(以下「返還対象者」という。)であることを把握したときは、次の各号に掲げる把握した時期の区分に応じて、当該各号に定める措置を行うものとする。

(1) 返還対象者がプレミアム付商品券を購入する前 当該返還対象者に購入引換券の返還を求める措置

(2) 返還対象者がプレミアム付商品券を購入した後であって、かつ、当該プレミアム付商品券を使用する前 当該返還対象者に当該プレミアム付商品券の返還を求め、当該プレミアム付商品券の返還が行われた後、その購入代金を返還する措置(当該返還対象者が引き続き購入引換券を所持している場合にあっては、当該措置及び前号に定める措置)

(3) 返還対象者がプレミアム付商品券を使用した後 当該返還対象者に当該プレミアム付商品券を使用した額のうち、その購入に要した額を上回る額（国の補助対象に相当する金額）の返還を求める措置（当該返還対象者が引き続きプレミアム付商品券又は購入引換券を所持している場合にあつては、当該措置及び前号に定める措置）

（その他）

第16条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（略）

様式第2号（第5条関係）

（略）